

事業場の皆様へ

(厚生労働省平成29年度委託事業受託)
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会沖縄支部
沖縄労働局労働基準部健康安全課

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催について

今般、平素より労働安全衛生行政の推進につきましては、格段のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場の受動喫煙防止対策は事業者の努力義務となっております。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人（うち職場での受動喫煙では7,792人）が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

そのような状況でもあり、職場の受動喫煙防止対策は事業者の努力義務として、平成26年6月25日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が公布され、平成27年6月1日から施行されています。

厚生労働省では、受動喫煙を防止するために、受動喫煙防止対策に取り込む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

この度、その一環として「職場の受動喫煙防止対策」について事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の皆さまのご理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を全国で実施しています。

つきましては、ご多忙とは存じますが、本事業の趣旨をご理解頂き、是非とも職場の受動喫煙防止対策に係る説明会にご出席を賜りますようご案内申し上げます。

事業場の経営者及び人事・労務・安全衛生の担当者各位

(厚生労働省平成29年度委託事業受託)
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会沖縄支部
沖縄労働局労働基準部健康安全課

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のご案内
(厚生労働省平成29年度委託事業)

受動喫煙による健康への悪影響については、最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人（うち職場での受動喫煙では7,792人）が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。この度、その一環として「職場の受動喫煙防止対策」の進め方を提案するための「説明会」を下記の日程により開催することに致しましたので奮ってご参加頂きますようご案内申し上げます。

～講習会の主な内容～

1. 対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者等
2. 日時：平成29年11月17日（金）9：30～12：00
3. 場所：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎1号館2階 共用大会議室
4. 内容：(1) 受動喫煙による健康への有害性について
(2) 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の行政の取組について
(3) 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制等（ソフト面対策）及び施設整備等（ハード面対策）について
(4) 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
(厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）の紹介)
5. 定員：100名（先着順）
6. 参加費及びテキスト代無料
7. 参加申込み
申込みは、参加申込書にご記入頂き、沖縄労働局労働基準部健康安全課宛に
FAX 098-862-6793 で11月10日までにお申し込み下さい。
(受講票等は送付無し)

沖縄労働局労働基準部健康安全課 宛て
FAX 098-862-6793

FAX 送信状

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込書

ご参加者氏名	
事業所名	
住所	〒
電話番号	TEL
ご担当者氏名	

☆参加申込書にご記入頂いた情報は、本講習以外では使用致しません。